

令和3年7月21日  
宮 内 庁

皇室経済法の解釈について  
(皇族の身分を離れる際の一時金額による皇族費)

皇室経済法第6条は皇族費について規定しており、第1項において皇族費を支出する場合が3種類あることを定めている。その一つとして、「皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額として支出する皇族費」がある。

上記の一時金額による皇族費（以下「一時金」という。）は、同条第7項第1号及び第2号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とするとされているが、皇族の身分を離れる者から、一時金を受け取らない旨の事前の意思表明がある場合は以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 皇室経済法第6条第1項に基づく一時金を支出しない。
- ・ 皇室経済法第6条第7項に基づく皇室経済会議は開催しない。

(参考)

### 1. 政府による皇室経済法第6条第1項に基づく一時金の支出義務について

#### (支出義務を負うことについて)

日本国憲法は皇室制度の存在を前提としており、政府は皇室制度を円滑に運用する責任を負っていると解される。皇室に関する事務を担任するために設置された行政機関として宮内庁が設置されているのは、その一つの表れである。

日本国憲法の下で、皇族は明治憲法下のような形では自らの財産を保有・運用することはできないこととされる一方で、皇族の身の回りの費用は基本的には皇族費によってまかなうこととされており、その支出は皇室の維持に不可欠なものといえる。こうしたことから、政府は、皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、基本的には皇族費を支出する義務があると解される。

皇族の身分を離れる際に支給される一時金についても、元皇族の方が品位を保持されることは皇室制度の円滑な運用の観点から公益的な意義があると考えられることから支給されていると解するのが相当であり、一時金についても政府は基本的には支出する義務があると考えられる。

もっとも、皇族費については、皇室制度の運用責任を果たすために政府に公益的観点から支出義務が課されるものであり、また、何らかの対価として支出するものともいえないことからすると、皇族が費用の支出を求める権利を有することとはならないものと解される。

#### (支出義務が例外的に免除される場合について)

一般に、政府が一定の目的のために支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなときにまで、その支出義務を負うと解するのには困難である。

かかる観点から、当該一時金は品位保持の資に充てるためのものであることから考えれば、皇族の身分を離れる方が当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな例外的な場合まで政府は支出義務を負うものではないものと解すべきである。

#### (当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな場合について)

当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかであるといえるかどうかは、諸般の事情を総合考慮して判断することになると考えられるが、皇族の身分を離れる方において一時金を受け取らないという意向が事前に明らかにされているという事情があれば、「当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らか」であるといって差し支えないものと考えられる。

#### (品位保持の資に充てる意思の有無の判断権者について)

宮内庁法第2条第7号で宮内庁は「皇族に關すること」について所掌しており、皇族の身分を離れる者に対する一時金についても所掌していると解される。したがって、品位保持の資に充てる意思の有無に関する判断は、その行政機関の長である宮内庁長官により行われるものと解される。

(皇室経済会議の開催の要否について)

皇室経済法において一時金の額を定める際に皇室経済会議の議を経ることにしているのは、それぞれの場面で必要な金額についてどの程度の水準が適当かあらかじめ定めることができないことから、支出義務がある場合にその金額を定める必要があるためと解される。

一方、皇室経済会議が一時金の支出義務自体の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。なぜなら、皇室経済法の規定上、皇族費のうち皇室経済会議の議を経ることなく支出することとされているものは存在しており、それらについても品位保持の資に充てる意思の有無を判断することは当然必要であるからである。

したがって、宮内庁長官が一時金の支出義務がないと判断した以上、さらに皇室経済会議の議を経る必要はないものと解される。

(支出義務を負わないことが確定する時期について)

皇族の身分を離れる方が一時金を品位保持の資に充てる意思を有するかどうかに関する宮内庁長官による判断、すなわち、一時金の支出義務の有無の判断は、当該皇族の身分を離れる方が当該意思を有していないことが客観的に明らかであると認める事情が存している限り、いつでもなし得るものと考えられる。もっとも、皇室経済法第6条第1項において、「皇族が…その身分を離れる際に」一時金を支出するとされていることを踏まえると、政府が一時金の支出義務を負わないことが最終的に確定するのは、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時であると解され、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れる前ににおいて、一時金を受け取らないというそれまでの意向を変えられ、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合は、政府は、一時金の支出義務を負うこととなり、支出義務を負うとの判断をした後、速やかに皇室経済会議を開催することとなると考えられる。他方、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れた後に、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合については、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時に政府が支出義務を負わないことが確定しており、政府が新たに支出義務を負うこととはならないと考えられる。

## 2. 意思表明の政治関与の有無

- ・ 皇族が、政治的な意味を持つ、あるいは政治的な影響を持つような言動をすることを慎むべきことは当然である。
- ・ しかし、皇族の身分を離れる方が一時金の受領に関し何らかの意思を表明することは、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為ないし対応に関する考え方を述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、あるいは政治的な影響を持つような発言とはみられない。
- ・ したがって、そうした意思表明は制度のあり方を左右するようなものではなく、国政への関与に該当せず、憲法上の問題を生ずることにはならないと考えられる。